

ストックオプション設計メモ（税制適格要件・希薄化・会計処理）ドラフト

サンプル SaaS 株式会社／第 4 回新株予約権（2026 年 6 月 定時株主総会 付与決議予定）

対象	第 4 回新株予約権（税制適格ストックオプション）の設計案・要件チェック・投資契約／株主間契約チェックリスト
根拠	租税特別措置法第 29 条の 2（2026 年 9 月時点の e-Gov 条文）・同施行令第 19 条の 3・会社法第 238～240 条／企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」第 13 項
会社	サンプル SaaS 株式会社（架空サンプル・非上場・シリーズ B 完了）
関連文書	資本政策パッケージ_サンプル SaaS（資本構成表・希薄化シミュレーション）
作成	cpaai.jp（AI 生成ドラフト）
査閲	—

本書は AI が生成した設計メモのドラフトであり、公認会計士・税理士・弁護士によるレビューを前提とする。会社・人物・数値はすべて架空であり、実在の企業・個人とは一切関係がない。税制適格要件の細目と個別の課税関係は付与決議日時点の法令で確認すること。本書は税務相談・法律相談に代わるものではない。

本書はAIが生成した設計メモのドラフトであり、公認会計士・税理士・弁護士によるレビューを前提としています。会社・人物・数値はすべて架空であり、実在の企業・個人とは一切関係ありません。税制適格ストックオプションの要件は租税特別措置法第29条の2（本書の条文引用は作成日時点で施行されている条文=e-Gov 法令検索による）に基づきますが、政令・省令の要件（大口株主の判定、設立年数区分の細目、株式管理の要件）と個別の課税関係は、付与決議日時点の法令で税理士に確認してください。本書は税務相談・法律相談に代わるものではありません。

項目	記載内容
【対象】	第4回新株予約権（税制適格ストックオプション）の設計案
【会社】	サンプル SaaS 株式会社（非上場・シリーズB完了・東証グロース上場準備中）
【設立】	2021年4月1日（付与決議日時点で設立5年以上20年未満）
【付与決議（予定）】	2026年6月26日 定時株主総会で募集事項の決定を取締役に委任（会社法第239条第1項の特別決議。取締役分は同第361条第1項第3号の報酬決議を併せて付議）→ 取締役会 2026年7月10日で募集事項を決定。委任型では取締役会決議日（7月10日）を租特法上の「付与決議」の日として扱う（第29条の2第1項柱書のかつこ書。税理士確認要）
【割当契約（予定）】	2026年7月15日（新株予約権割当契約書・株式管理契約書）
【関連文書】	資本政策パッケージ_サンプル SaaS（資本構成表・希薄化シミュレーション・T-02 税制適格 SO）
【作成日】	2026年5月15日（計画版。付与決議前の設計メモ）
【作成】	cpai.jp（AI生成ドラフト）
【査閲】	—

チェック観点: 税制適格の要件は「付与決議」「契約の内容」「行使時の手続」「株式の管理」の4段階で判定する。要件の一つでも欠けると非適格（権利行使時に給与所得等として課税）となり、遡って適格に戻すことはできない。特に、①付与決議日における大口株主の該当性、②権利行使価額と契約締結時の1株当たり価額の関係、③年間の権利行使価額の限度額（設立年数区分）、④株式の管理方法（証券会社等の管理等信託又は発行会社による管理）は、付与前に確定し契約書に落とし込む。

本書を読むときの前提: ①資本政策パッケージ（同社）の資本構成（完全希薄化後1,000万株・未行使SOプール100万株・B種優先株式500円）と整合する。②普通株式の1株当たり価額（税務上の時価）は、優先株式の発行価額（500円）をそのまま用いるのではなく、普通株式としての評価（第三者算定機関による評価書・純資産価額方式等）に基づく。本書では第三者算定の評価額を1株300円と仮定している。③会計処理は「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）に従い、未公開企業は公正な評価単価に代えて本源的価値で測定できる（第13項）。

第1【設計の概要】

項目	設計案	根拠・留意点
名称	サンプル SaaS 株式会社 第4回新株予約権	—
付与対象者	取締役1名（CTO）、執行役員3名（いずれも雇用型＝使用人）、従業員36名の計40名	租特法第29条の2第1項の「取締役等」（取締役・執行役・使用人）。委任型の執行役員は使用人に当たらないため対象外（当社の執行役員は雇用契約に基づく使用人であることを確認）。代表取締役（CEO）は付与決議日において発行済株式総数9,000,000株の44.4%（4,000,000株）を有し、大口株主（非上場会社は発行済株式の3分の1超を有する者＝租特法施行令第19条の3の要旨。条文中で要確認）に該当するため税制適格の対象外＝付与しない
目的となる株式の数	普通株式300,000株（新株予約権1個につき100株・3,000個）	未行使SOプール100万株の枠内。完全希薄化後1,000万株の3.0%
払込金額（新株予約権の対価）	無償	職務執行の対価として無償発行（会社法第238条第1項第2号）。税制適格の対象となる新株予約権は無償で発行されたものに限られる（第29条の2第1項柱書「政令で定めるもの」＝施行令第19条の3の要旨。条文中で要確認）
1株当たり権利行使価額	300円	契約締結時（2026年7月15日）の普通株式1株当たり価額（第三者算定機関の評価額300円）以上であること（第29条の2第1項第3号）。優先株式の発行価額500円（直近の売買実例）と普通株式の評価額300円の差（優先分配権等の価値）を評価書で説明し、評価方法は租税特別措置法関係通達29の2-1（財産評価基本通達に準じた算定を認める。2023年7月改正）・所得税基本通達23～35共-9を参照して税理士と確認する。算

		定書日（6月30日）から契約締結日（7月15日）までに重要な事象がないことも確認
権利行使期間	2028年7月11日から2036年7月10日まで	付与決議日（取締役会 2026年7月10日）後2年を経過した日から10年を経過する日まで（同項第1号）。設立5年未満で財務省令の要件（非上場等）を満たす会社に認められる15年の特例は当社には適用されない。株主総会日（6月26日）を起算日にするると開始日が2週間早くなり要件を欠くおそれがあるため、保守的に取締役会決議日を起算日とする
年間の権利行使価額の限度額	1,200万円（1人当たり・暦年。当社区分では権利行使価額を3で除して判定するため第4回単独なら実質3,600万円）	同項第2号の限度額は1,200万円。設立の日以後5年以上20年未満で財務省令の要件（非上場等）を満たす会社は権利行使価額を3で除して判定する（同項ただし書かっこ書）。判定はその年に行使した他の特定新株予約権（第1～3回。回ごとに付与決議日の設立年数で除数が異なり得る）との合計で行うため、行使管理台帳は回別に除数を適用した後の合計 $\leq$ 1,200万円で管理する。第4回単独の目安は年間120,000株（300円 $\times$ 120,000株＝3,600万円）
譲渡制限	新株予約権の譲渡は禁止	同項第4号
権利確定条件（ベスティング）	付与決議日から2年経過で50%、3年で75%、4年で100%。退職時は未確定分を失効	税法上の要件ではなく社内設計。行使期間の開始（付与決議日の2年後）と整合させる
株式の管理	上場前の行使分：発行会社による管理（当社株式は譲渡制限株式。権利者別に締結する株式管理契約に基づき、取得後直ちに当社が管理し、権利者別の帳簿に取得その他の異動を記録して同一銘柄の他の株式と区分管理する＝政令の要件は条文中で確認）。上場後の行使分：証券会社等の振替口座簿による管理	同項第6号ロ（令和6年度改正で追加）とイ。IPO想定（2027～2028年）と行使開始（2028年7月）の前後関係によっては上場後に行使が始まるため、割当契約・株式管理契約はイ・ロを両建てし、上場前に取得した株式のロ管理からイ管理への移行の取決めも置く（経過的取扱い是要確認）
国外転出の通知	権利者は国外転出前に会社へ通知（契約条項として置く）	同項第7号は特定従事者（社外高度人材）に付与する場合の要件であり、取締役等への付与では第1号から第6号

		までが契約要件（第 1 項柱書のかっこ書）。本件は任意の契約条項として採用
行使時の書面	大口株主・特別関係者に該当しなかった旨の誓約書（第 2 項第 1 号）、その年の他の特定新株予約権の行使の有無等を記載した書面（同第 3 号）	会社は書面を保存（第 3 項）。行使受付時のチェックリストに組み込む
法定調書	①特定新株予約権の付与に関する調書：付与した年の翌年 1 月 31 日（2027 年 1 月 31 日）までに税務署長へ提出（第 6 項）②特定株式等の異動状況に関する調書：株式を管理する証券会社等又は発行会社（口管理の場合）が毎年 1 月 31 日までに提出（第 7 項）	提出漏れは適格要件そのものではないが、税務調査の対象（第 9 項）。運用フローに組み込む
会計処理	本源的価値（株式評価額 300 円－行使価額 300 円＝0 円）で測定し、費用計上額はゼロ	企業会計基準第 8 号第 13 項（未公開企業）。会計上の測定は付与日（割当契約締結日 7 月 15 日）現在の本源的価値によるため、6 月 30 日の算定書の評価額を付与日時点で再確認する。上場後に付与するものは公正な評価単価（ブラック・ショールズ等）で測定
開示	有価証券報告書「ストック・オプション制度の内容」「新株予約権等の状況」、上場申請書類（Ⅰの部）の新株予約権の状況	上場審査では付与の経緯・対象者・行使条件の合理性を説明

第 2 【税制適格要件チェック（租税特別措置法第 29 条の 2）】

No	要件	条文	設計案の充足	判定	確認資料
1	付与決議：会社法第 238 条第 2 項の株主総会決議（第 239 条第 1 項の委任を含む。当社は非公開会社のため第 240 条の公開会社特則は適用なし）。取締役への付与は同第	第 1 項柱書／会社法第 361 条	定時株主総会（2026 年 6 月 26 日）で委任決議＋取締役分の報酬決議、取締役会（7 月 10 日）で募集事項決定	○	株主総会議事録・取締役会議事録

	361 条第 1 項第 3 号の報酬決議も必要				
1-2	無償で発行された新株予約権であること（政令で定める新株予約権）	第 1 項柱書・施行令第 19 条の 3（要旨）	無償発行	○	発行要項
2	付与対象者：発行会社又は 50%超保有の子会社等の取締役・執行役・使用人（大口株主・その特別関係者を除く）	第 1 項柱書・施行令第 19 条の 3（要旨）	CEO（発行済の 44.4%）は大口株主に該当→対象外。CTO（同 16.7%）・執行役員（使用人）・従業員は該当せず。上場後の付与では 10 分の 1 超が基準となり CTO は大口株主に当たる点に留意	○（CEO 除外）	株主名簿（付与決議日現在）・雇用契約（執行役員）・誓約書
3	行使期間：付与決議日後 2 年を経過した日から 10 年を経過する日まで（設立 5 年未満等は 15 年）	第 1 項第 1 号	2028 年 7 月 11 日～2036 年 7 月 10 日（起算日＝取締役会決議日 2026 年 7 月 10 日）	○（起算日は税理士確認）	割当契約書
4	年間の権利行使価額の合計が 1,200 万円以下（設立 5 年以上 20 年未満・非上場等は 3 で除して判定＝第 4 回単独なら実質 3,600 万円）	第 1 項第 2 号・ただし書・施行規則（要旨）	他の特定新株予約権と合算し、回別に除数を適用した後の合計≤1,200 万円で行使管理（第 4 回単独の目安 年間 120,000 株）	○	行使管理台帳
5	1 株当たり権利行使価額≥契約締結時の 1 株当たり価額	第 1 項第 3 号／措置法通達 29 の 2-1	300 円≥300 円（第三者算定。優先株式 500 円との差を評価書で説明）	○	株価算定書（2026 年 6 月 30 日）・算定書日以後の重要事象の確認
6	新株予約権の譲渡禁止	第 1 項第 4 号	割当契約書に規定	○	割当契約書
7	株式の交付が付与	第 1 項第 5 号	決議事項どおり交	○	議事録・要項

	決議の内容（会社法第238条第1項の事項）に反しない		付		
8	株式の管理：証券会社等の振替口座簿・保管委託・管理等信託（イ）又は発行会社による管理（ロ・譲渡制限株式に限る）	第1項第6号	イ・ロ両建て（上場前の行使分はロ、上場後の行使分はイ。ロ管理株式の上場後の移行取決め）	○（移行条項要）	株式管理契約書・管理帳簿・証券会社との取決め
9	国外転出時の会社への通知（取締役等への付与では法定要件ではなく任意条項）	第1項第7号（特定従事者向け）	割当契約書に規定	該当なし（任意）	割当契約書
10	社外高度人材への付与（特定従事者）に係る認定計画等	第1項第8号・第2項第2号・第4号	今回は社外高度人材への付与なし	該当なし	—
11	行使時：大口株主・特別関係者に該当しなかった旨の誓約書の提出	第2項第1号	行使請求書に誓約書を添付	○（運用）	誓約書様式
12	行使時：その年の他の特定新株予約権の行使の有無等を記載した書面の提出	第2項第3号	行使請求書に記載欄	○（運用）	行使請求書様式
13	会社による書面の保存	第3項	行使受付時にファイリング（電磁的記録可）	○（運用）	保存規程
13-2	法定調書：特定新株予約権の付与に関する調書（翌年1月31日まで）・特定株式等の異動状況に関する調書（毎年1月31日まで・ロ管理は発行会社が提出）	第6項・第7項	2027年1月31日までに付与調書、以後毎年異動調書	○（運用）	提出控え

14	特定株式の返還・移転（相続・遺贈等の一定の場合を除く）があった場合は、その時の価額で譲渡したものとみなして課税	第4項	管理契約の解除・返還、取決めに よらない移転は税務上の譲渡となる旨を権利者に説明（法定事由・例外は条文中で確認）	留意	権利者向け説明資料
----	---	-----	--	----	-----------

チェック観点: 大口株主の判定（非上場は発行済株式総数の3分の1超・上場は10分の1超＝政令の要旨）は付与決議日時点で発行済株式総数（種類株式を含む）を分母として行い、配偶者等の特別関係者も対象外となる。年間限度額の区分（ $\div 1 \cdot \div 2 \cdot \div 3$ ）は付与決議日時点の設立年数と上場区分（財務省令の要件）で確定し、権利者ごとの暦年の行使価額を他の回と合算して会社が管理する。本書に記した政令・省令の要件は要旨であり、条文（施行令第19条の3・施行規則第11条の3）を契約書作成時に確認する。

第3【希薄化と資本政策への影響】

項目	付与前	第4回付与後	備考
発行済株式数（普通株式＋優先株式）	9,000,000株	9,000,000株	変動なし
未行使SO（第1～3回）	700,000株	700,000株	過年度付与分（行使済300,000株は発行済に含む）
第4回新株予約権	—	300,000株	本件
完全希薄化後株式数	9,700,000株	10,000,000株	資本政策パッケージの前提（1,000万株）と一致
SOプール比率（対完全希薄化後）	7.2%	10.0%	当社の資本政策上の目標（完全希薄化後10%以内）の範囲内
創業者（CEO）比率（対完全希薄化後）	41.2%	40.0%	安定株主の中核。ロックアップ対象
1株当たり本源的価値	—	0円	評価額300円＝行使価額300円
上場時の想定希薄化（行使価額300円・公開価格を仮に1,500円とした場合の含み益）	—	1株当たり1,200円 ×300,000株＝360百万円	権利者のインセンティブ規模の目安（公開価格は例示）

チェック観点: 完全希薄化後の株式数・比率は資本構成表（資本政策パッケージ）と一致させる。シリーズC（2027年3月期・約15億円）でC種優先株式を発行する場合、発行価額がB種の500円を下回るときは希薄化防止条項（加重平

均) による転換比率の調整と SO プールの再計算が必要になる。上場審査では、上場申請日の直前事業年度の末日の 1 年前の日以後上場日の前日までに割り当てた新株予約権は継続所有等の確約の対象となり（東証上場規程・施行規則）、行使価額が公開価格と著しく乖離する付与は説明を求められる。

第 4 【付与から行使・上場後までの運用フロー】

段階	時期	手続	担当	税制適格の関係
1. 設計・株価算定	2026 年 5～6 月	普通株式の評価（第三者算定）、対象者・個数の決定、大口株主判定	経営企画・CFO・税理士	第 3 号（行使価額）・柱書（対象者）
2. 株主総会・取締役会決議	2026 年 6 月 26 日・7 月 10 日	株主総会の委任決議（会社法第 238 条第 2 項・第 239 条第 1 項。非公開会社）と取締役分の報酬決議（第 361 条）、取締役会の募集事項決定、発行要項	法務・株主総会事務局	柱書（付与決議）
3. 割当契約・株式管理契約	2026 年 7 月 15 日	割当契約（譲渡禁止・行使条件・国外転出通知は任意条項）、株式管理契約（イ・ロ両建て）	法務・人事	第 4 号・第 6 号
4. 新株予約権原簿・登記・法定調書	2026 年 7 月／2027 年 1 月	原簿の作成、変更登記（2 週間以内）、特定新株予約権の付与に関する調書の提出（2027 年 1 月 31 日まで）	法務・司法書士・経理	第 6 項（付与調書）
5. 権利確定・行使受付	2028 年 7 月 11 日以降	行使請求書＋誓約書＋他の行使の有無の書面、年間限度額の確認、株式の区分管理	人事・経理	第 2 項第 1・3 号、第 3 項、第 1 項第 2 号
6. 上場（IPO）	2027～2028 年想定	株式管理を証券会社等の振替口座簿へ移行、ロックアップ、有価証券報告書での開示	CFO・主幹事証券	第 6 号イへの移行（経過的取扱い要確認）
7. 譲渡	上場後	特定株式の譲渡＝株	権利者	第 4 項（取決めに

		式等の譲渡所得等として申告分離課税		らない返還・移転はみなし譲渡。相続等の例外あり)
--	--	-------------------	--	--------------------------

チェック観点: 信託型ストックオプション（役員等が受益者となる信託を用いる方式）は、原則として権利行使時の経済的利益が給与所得として課税される旨の国税庁の見解（2023年5月）があり（所定の要件を満たす場合に税制適格となり得る整理も示されているが）、本設計では採用しない。非適格となった場合の課税（権利行使時に株式の時価と行使価額の差額が給与所得等）と源泉徴収の可否を、権利者向け説明資料に明記する。